

公営企業会計への繰出金の考え方

渡辺英男（財政局財務部財務課）

一 はじめに

今日の地方公共団体は活動範囲が実に広範で複雑多岐にわたっており、活動そのものも、ことごとく細分化されたものとなってきた。

またそれらの諸活動は、常に増大化の傾向を示しつつ今日に至っており、これらの事実を別の角度から眺めるなら、今日のように高度に複雑化した社会においては、公共部門の有効適切な働きかけなくして人間社会は、いかなる諸活動も十分効果的に継続していくことが困難、もしくは不可能に近い、ということができらるであろう。

このような現実の中にあつて、直接住民の日常生活にもっとも関連の深い分野の行政諸活動を担当している地方公共団体が経営する地方公営企業に関して、繰出金を中心に、財務活動の面について、考えてみたい。

二 地方公共団体と公営企業

地方公共団体の役割は、改めていうまでもなく、住民の福祉の充実に向上をはかることであり、この目的達成のため、必要な各種の活動を行っているわけであるが、これらの諸活動は、実際には、一般行政活動と企業活動という二つの形態によつて行われている。

ところで、住民の福祉の充実に向上という目標を達成する方法として、これら二つの形態はいついどこに違いを見い出しうるものなのであろうか。

普通、「一般行政活動」とは、一般の公共需要をみたすために行われる公共団体の活動であつて、原則的には、法を根拠に、強制的に賦課徴収した租税並びに使用料、手数料等を財源とし、その活動が継続されていくものであるが、一方、「企業活動」の方はというと、地方公共団体が行つてはいるものの、あくまで、対価を得ることと引換に、住民が必要とする財、もしくはサービスの提供を行つてゆくものであつて、その活動は、原則として、常にサービスの対価たる料金収

入によつて財源的に裏付けられるものがあり、即ち受益者負担を建て前とする点で、権力的に賦課徴収する租税を活動財源とする一般行政活動とは、根本的に異なるものである。このような原則的な異点はあるものの、これら両活動とも活動形態こそ異なれ、住民福祉向上の達成という目標に対して、なくてはならない活動形態である。

しかしながら、日常、地方公共団体の企業活動は、それほどはっきりと認識されることは少ない。確かに、水道、交通事業が企業活動として行われていることは、大多数の者が知っていることであるが、他に、企業活動方式で行われている事業にどのようなものがあり、また、それらの事業が本市全体の行政活動の中でしめるウエイトや、財務の見地から見た場合の一般会計との関連などとなる点、職務上の関係者などを別とすれば、案外その内容にふれる機会すらないのが実状ではなからうか。

今ここで、一つの問題として、私が取

り上げようとしていることは、減速経済成長下で、伸び悩む地方税とはうらはらに、常に増大化する行政需要、それに対応する地方公共団体、その内部にあつて、これもまた、税収の伸びの鈍化とは別に、毎年増大化する傾向にある一般会計からの公営企業会計への繰出金、この繰出金の増大化を、どう問題点として、認識したらよいか、ということである。

三 公営企業の役割と特色

地方公営企業とはいったい何なのか。

一般に「地方公営企業」とは、地方公共団体が住民福祉の増進を目的として、経営する企業である」といわれている。これを、もう少し詳しく述べるなら、「地方公共団体の行う事業のうち、特に収益性の高いものや、基本的に当該事業に要する経費について、当該事業の経営に伴う収入をもつて賄うべき性質のもの、と考えられる事業のうち、地方公営企業法の規定の一部、もしくは全部が適用され、

表一 会計別当初予算額比較（総計）

（単位 百万円）

区分	46年度	47年度	48年度	49年度	50年度	51年度	52年度
一般会計④	101,746	146,955	186,651	222,641	235,634	312,886	370,356
一般財源	66,291	84,765	105,608	130,925	148,085	184,649	224,873
特別会計⑤	123,002	187,385	82,557	99,905	121,739	145,564	165,722
特別会計繰出金	12,150	15,877	18,332	22,375	29,238	31,597	36,666
公営企業会計⑥	(8,281) 83,289	(11,750) 104,675	(13,445) 125,083	(16,159) 144,028	(91,826) 172,700	(23,190) 208,124	(26,149) 224,547
病院事業会計	(381) 1,600	(585) 2,377	(934) 3,013	(1,216) 3,489	(1,591) 4,338	(1,136) 4,898	(1,446) 5,894
下水道事業会計	(6,034) 20,390	(7,320) 26,747	(7,463) 35,648	(8,135) 38,885	(11,958) 49,587	(14,224) 61,259	(17,364) 75,115
埋立事業会計	(—) 10,583	(—) 12,909	(—) 11,271	(—) 14,865	(—) 20,606	(—) 34,365	(—) 34,849
水道事業会計	(—) 22,269	(—) 28,472	(—) 38,694	(57) 43,615	(70,611) 49,057	(107) 56,521	(168) 59,972
工業用水道事業会計	(—) 1,545	(—) 1,083	(—) 1,660	(—) 1,624	(—) 2,143	(—) 2,517	(—) 3,124
交通事業会計	(1,055) 9,131	(1,025) 14,006	(1,243) 10,153	(2,169) 12,609	(2,276) 15,144	(2,524) 17,550	(2,588) 17,754
高速鉄道事業会計	(811) 17,771	(2,820) 19,081	(3,805) 24,644	(4,582) 28,941	(5,390) 31,825	(5,199) 31,014	(4,583) 27,839
合計 (④+⑤+⑥)	308,037	439,015	394,291	466,574	530,073	666,574	760,625

注：企業会計の各年度の（ ）数字は一般会計からの繰出金の受入額を示す。

その事業活動が行われる事業を、通常、地方公営企業というということになる。

ここで、企業活動が地方公共団体の活動の中であって、どれほどの比重を占めているものであるか、この点を本市の過年度の予算額で具体的にみてみることにする。

第一表より、本市全体の予算額に対し、企業予算額のしめる割合、ならびにその伸び率が、年々いかに大きなものとなってきたかを、認識されたものと思う。

予算規模は事業規模の投影図であり、この投影図で見ると、企業活動は、横浜市の行政活動の中で、これほど大きなウェイトを占めているわけである。

ではここで、公営企業形態で事業を行う場合の事業内容の特色について考えてみる。基本的には、公益性、独占性の強さが、事業内容の一つの特色となると思われるし、事実公営企業の事業の大部分は、公益事業である。

公益事業とは何かというと、「一般住民の日常生活に不可欠で、しかも貯蔵不可能なサービスを供給することを目的とする事業で、それらのサービスを供給する上で、資本構成の龐大さと高度さを要し、かつ資本の長期的固定性が要求されるため、事業活動の安定性ならびに資本の有効利用性という見地から、適切な公

共統制による地域独占性が非常に強い要素となる事業」ということができる。

ただ、あくまでも公益事業だけに公営企業の対象を限定する必要はないし、また、公共団体が直接運営に当らなければならぬというものでもないが、いずれにせよ、高度の公益性、独占性故、なんらかの公共的立場からの統制システムの存在することだけは最少限度必要なことである。

また企業形態で事業を行う場合には、組織、財務、身分取扱等、それぞれにおいて、地方自治法、地方財政法の大規模の特例が認められる。公共性の増進と、経済性の発揮、この二つの要素を同時に満足してゆく事業の運営形態として、企業方式の経営がいちばん妥当と考えられるわけであるが、公営企業制度における最大の特色は、なんといっても企業一般に通ずる経営原則である合理性と能率性に裏づけられた経済性の追求を、公共福祉の増進をはかりつつ、同時に達成させていくという点に見出しうるものと思う。

経済性の発揮は、具体的には、独立採算制を前提とする、適正水準、適正対価の財貨、もしくはサービスの継続的提供活動を通して表現される。これらの要素のうち、どの一つが欠けても、公営企業の場合は、経済性が発揮された活動を

表一 2 一般会計決算額に対する公営企業会計繰出金比較

(単位 百万円)

区分	46年度	47年度	48年度	49年度	50年度	51年度	52年度
一般会計決算額 ①	134,867	160,227	191,174	253,340	282,719	321,736	370,356
市税支入決算額 ②	60,616	73,625	93,101	120,539	134,989	163,106	178,535
特別会計繰出金決算額③	15,862	17,193	19,975	26,809	28,654	32,451	36,666
公営企業会計							
病院事業会計繰出金	679	789	1,372	2,009	1,765	1,736	1,446
下水道事業会計 "	6,204	7,732	8,292	8,812	11,963	14,503	17,364
水道事業会計 "	—	—	—	56	71	106	168
交通事業会計 "	1,055	1,025	1,264	2,170	2,302	2,521	2,588
高速鉄道事業会計 "	1,776	2,653	3,092	4,125	4,127	4,291	4,583
小計 ④	9,714	12,199	14,020	17,172	20,228	23,157	26,149
一般会計に対する企業会計繰出金の構成比④÷①	7.2%	7.6	7.3	6.8	7.2	7.2	7.1
市税収入決算額に対する企業会計繰出金の構成比④÷②	16.0	16.6	15.1	14.2	15.0	14.2	14.6
特別会計繰出金に対する企業会計繰出金の構成比④÷③	61.2	71.0	70.2	64.1	70.6	71.4	71.3

注：1. 昭和52年度は当初予算額で表示。

2. 特別会計繰出金決算額と小計との差は企業会計以外の特別会計への繰出額である。

行ったといえないわけである。いわば一見対立するこの二律背反的要素の同時達成の追求こそ、企業形態の行政活動の最大の特色であり、恒久的な経営課題なのである。

応益原則、つまり受益者負担原則による経済性の発揮が、企業の最大の特色なら、ここで、企業活動を財務的立場でみると、一般行政活動を示す、一般会計や、その他の特別会計との関連ではいかなるところでその接点を有し、またいかなる形で、相互に影響を及ぼし合っているのであろうか。次にこの点について考えてみることにしたい。

四 独立採算と繰出金

受益者負担を原則とした独立採算制をとる以上、企業会計と他会計、とりわけ一般会計との間における財務上の関係は、一般会計が受益者の立場に立たぬ限り原則的には、存在しない。しかし実際には、一般会計から毎年多額の資金が繰出金として企業会計へ支出されている。過年度の決算をもとに一般会計からの繰出金の推移を示すと第二表のようになる。

たとえば地方公営企業法は、経済性を発揮しつつ、公営企業の目的を達成するため、経理上、一般の現金主義にもとづ

く官庁会計制度ではなく、複式簿記方式による発生主義会計制度の採用を義務づけており、このことは、企業の経営成績や財政状況を適確に把握し、常に適切な経営を行っていく上で必要不可欠な要素となっているわけである。またこれと同時に、経済性の発揮のため、独立採算制の徹底という観点から、他会計が企業会計に対し、義務として負担する経費を同法第十七条の二において規定している。

これは、独立採算制を貫徹するため、本来的に企業が負担すべきものと、そうでないものとの分離を明確に定めたものである。

しかし今日の公営企業の財政状況や経営成績の実状からして、企業法が規定する一般会計の義務範囲を越えた繰出が、企業会計に対して行われているのが実態であり、またその繰出金額も毎年増大化している。

ここで一応注意する必要があることは、常に発展変化する社会の中にあつてある時点で限定的に企業法が規定した義務的経費の負担区分の内容が、一般会計の企業会計への負担義務の内容を完全に覆い尽くしていると考えられるのは、早計すぎるということである。このことは、繰出金を考える上では極めて大切な問題の一つであり、負担制度の問題点の一つとして、検討の余地を常に今後へ残してい

くものである。ただ、だからといって、負担区分の範囲を越える繰出を安易に行っていくことは、一般財源の配分上からも、企業経営上からも、決してプラスにはならない。もしこのような繰出が継続されるなら、最終的には、行政サービスの不均一化という非常に大きな問題を発生させることになるわけである。

たとえば下水道事業会計を一例に、この点を考えてみると、本市においては、現在下水道事業会計に対しての繰出金の支出は、収支差引不足額全額を一般会計が繰り出す方式で行われている。本市の下水道普及率は、現在極めて低く、二〇%台であり、普及率を高めるためには、非常に多額の投資を毎年度継続的に行っていく必要があるが、その財源については、国庫補助金や企業債等が特定財源として充当されるが、その他の分は、あくまで税等による一般会計からの繰出金によりまかなわれることになる。普及率の低さや、下水道料金の低廉性等により、料金収益が事業規模に比べて小さい場合には、畢竟、一般会計からの繰出金は増大化し、集中的に下水道事業会計へ資金が向かうことになるわけである。このことは、その分だけ、他の行政分野での活動財源の減少を意味し、その方面での行政サービスの充実に遅れることを意味する。(たとえば、一般会計で計画した事

業の達成が財源縮少のため、より長期化するとか、施設の数、建設規模が減少化するとか)とにかく、これらの影響は、住民全体への受益の均一化という観点で捕える限り、短期的には、マイナスの形で行政水準に作用するし、長期的にみて、財政上も、企業経営上、ともに好ましいものではないのではなからうか。

このように事業バランス一つを例にとっても繰出金の繰出方法は大きな問題も内在させており、検討する意義も非常に大きいのであるということが出来る。

五 地方公営企業法と繰出金

繰出金について、さらに考察を進めていくにあたって、まず地方公営企業法が繰出金に関して、いかなる制度を設けているかをみてみることにする。そしてその後で、本市の繰出金の実態を検討してきたい。

地方公営企業法は、他会計からの公営企業会計への繰出金を、任意的なものとする。義務的なものと分けて規定している。われわれは、義務的なものを通常、「負担区分にもとづく経費」と呼んでいるわけである。

この「負担区分にもとづく経費」とは、地方公営企業法第十七条の二、第一項、一号、二号に規定する経費である。

すなわち、「その性質上、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適切でない経費」と規定され、具体的には地方公営企業法施行令第八条の五第一項に列挙されたものと、「当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなお、その経営に伴う収入だけでも、充てることが客観的に困難であると認められる経費」であって、具体的には地方公営企業法施行令第八条の五第二項、並びに、同付則十四で列挙される経費である。

なお繰出の方法には、「出資」、「長期貸付」、「負担金」等があるが、それぞれの経費の性格、内容等を検討し、最も適切と思われるものを用いればよいとされている。

ただ、ここで問題となるのは、これら経費の対象事業が、水道事業、工業用水道事業、病院事業、軌道事業だけに限定されているため、これら四事業以外の事業を公営企業として行っていく場合、法律に根拠をおく、明確な負担区分が設定できず、また例示された各事業ごとの経費にしても、内容的にはたしてそれだけで十分か否か、おおいに検討の余地を残すものである。それに実務上は、負担する対象経費が決まったとしても、それらの具体的な経費項目や、計算基準等が不明確だと、いきおい実際の繰出金の積算

は不明瞭になる傾向が多い。たとえ公営企業法や同法施行令は、ここまで詳細な規定を定めるのが本旨ではないとしても、各地方公共団体がそれなりの独自の算出基準を確立して、実務上繰出額を決めることが必要であるが、残念ながら本市の場合、まだこの繰出金に関するルール化は行われていないのが現実である。特に、次で述べる任意的な繰出金の場合、ルール化の有無は、財政的に非常に大きな影響を及ぼす可能性が強いのである。

次に、負担区分の例外である任意的な繰出金についてであるが、これには、「補助」、「出資」、「長期貸付」の三種類が地方公営企業法上規定されている。

まず地方公営企業法第十七条の三にいう「補助」であるが、これについては、「災害復旧、その他特別の理由により必要がある場合には一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができ」と、限定的に補助することを認めている。なぜなら、地方公営企業が独立採算制を前提としているのは、受益者負担原則にもとづきその経費をまかなうことが、負担衡平上当然のことであって、また経営能率の追求という観点からしても適合性を有するからであり、これらの極めて合理的な根拠のもとにうち建てられている独立採算の原則

を任意的財政援助を意味する補助という例外によって破るには、少なくともその行為を正当化するに足る合理性なり必要性なりが、明確化されていなければならぬからである。

従って、企業独自の財政力では、施設等の復旧ができぬほどの災害が現実発生した場合は、住民生活に必要不可欠なサービスの提供に支障を生ずる恐れが非常にたかく、それらサービスの提供の継続を可能にするため企業に対し一般会計から災害復旧費を補助することは、地方公共団体の行財政政策上必要な措置であると思われ、また地方公共団体が用いる一般財源の使途としても十分な正当性が見出しうる」と解されるが故に、はじめに補助することが可能となるわけである。

「その他特別の理由により必要がある場合」も、前者の場合に準ずるような合理的理由があるか否かで思慮判定されるべきものであり、毎年度慢然と補助するような方法は、修正されなくてはならない。

本市の場合、病院事業、下水道事業の両会計に対し、支出している繰出金のうち補助相当分は本条の規定による補助と考えられるが、条文の趣旨に照らして考える限り、必ずしも問題点なしといえないのではなからうか。この辺が繰出金の問題点として、早急に対策を構じ

ていかなければならないところなのである。

次に地方公営企業法第十八条にいう「出資」であるが、これについては、同条第一項において、出資することができると、二項においてその場合の利益状況に依じた納付義務の規定がなされている。この出資については、あくまで地方公営企業の財政的基礎の充実はかかるためのものであり、元入資本金、財産移管による現物出資、企業債の償還元金充当金などが考えられるが、いずれにせよ、地方公営企業の自主性の強化と財政弾力性の確保という観点からは自己資本の充実は確かに望ましいわけであるが、市税収入が伸び悩み、一般財源が極めて乏しい地方財政の現状の中から多額の出資金を地方公営企業に対し支出することは、極めて困難なことであり、慎重な配慮と覚悟が必要である。従って出資がどうしても政策上必要という合理的理由が存在する場合以外、出資は避けるべきであろう。

本市の場合、下水道事業会計について、本条の区分による出資が行なわれていると解されるが、増大化する下水道事業の投資に十分見合うだけの出資を一般会計が継続的に行うことは、今日の財政状況からみても、財源配分上、行政バランス上、前述したとおり、多くの問題を

表一 3 地方公営企業法が規定する他会計の繰出金

根拠条文		繰出金の種類	繰出の要件等	具体的経費とその根拠条文
義務的なもの	公営企業法第十七条の二 (「負担区分による経費」と呼ぶ)	①出資 ②長期貸付金 ③負担金	①地方公営企業法施行令第八条の五第一項に該当する経費 ②本来企業が負担すべきでない経費 ③一般行政的な経費 ④全額他会計が負担する	地方公営企業法施行令第八条の五第一項 ①水道事業……消防関係経費、公共施設無償給水経費等 ②工業用水道事業……消防関係経費 ③病院事業……看護婦養成、伝染病医療、集団検診、救急医療確保経費等
	公営企業法第十七条の二 (「客観的困難経費」)	④その他	①地方公営企業法施行令第八条の五第二項に該当する経費 ②能率的経営を行っても企業の性質上負担することが客観的に困難であるもの ③不足分のみ他会計が負担する	地方公営企業法施行令第八条の五第二項 ①軌道事業……軌道の維持、修繕、撤去等に要する経費 ②病院事業……ア 不採算地区医療経費 イ 高度医療経費 ウ 建設改良費(当分の間) ウについては地方公営企業法施行令則第十四による
任意的なもの	地方公営企業法第十七条の三	①補助	①災害復旧その他特別の理由により必要がある場合	災害復旧その他
	地方公営企業法第十八条	②出資	①同条二項に於て納付金支払の規定あり	特になし
	地方公営企業法第十八条の二	③長期貸付金	①同条二項に於て支払利息支払の規定あり	特になし

今後に残すことになるものと思われるので十分慎重な配慮が必要とされるところである。

同様に高速鉄道会計についても、昭和四十三年度に企業設置の元入として出資したほか、国の建設費補助制度に対応させて、一般会計からの出資が行われてきている。

最後に「長期貸付」についてであるが、これについては、地方公営企業法第十八条の第二項において、長期貸付ができる旨と、また第二項においてその場合の適正利息の支払を義務づけた規定が設けられている。

「長期貸付」とは、地方公営企業法第二十九条にいう「一時借入」金に対応するものであって、期間的には一年を越えるものである。営業運転資金、建設改良費いづれにも充当できる性格のものであるが、一般会計等で一定期間固定化してもよい財源的な余裕があり、かつ地方公営企業が長期資金を必要とし、市中等からの資金の借入れが困難である場合だけに限定し貸付けすべきものであろう。

ただし、このような場合には、比較的低利な金利で資金を供給することが、租税として集められた公金の使途として合理性を有すると認められるからである。

今まで述べてきた地方公営企業法の繰出金を表にまとめると次のようになる。

六 本市における繰出金の

実態と問題点

さて、これまでのところで、地方公営企業法が規定する現行制度上の企業会計繰出金の内容が一応明らかになったが、それでは、本市における一般会計からの企業会計繰出金の実態とそれらの問題点、ならびに今後の課題はどうであろうかについて検討を試みることにする。

本市における企業会計は、病院、下水道、埋立、水道、工業用水道、交通、高速鉄道、の計七事業、であるが、これらのうち水道事業、工業用水道事業、交通事業、高速鉄道事業の四事業については、地方公営企業法が義務的に全部適用されているものであり、病院事業については、企業法のうち財務規定のみが義務的に適用されているものである。また下水道事業・埋立事業については、特別会計の設置が義務づけられているものの、本来必ずしも企業法の適用を強いられる事業ではないが、本市においては条例で企業法を適用することとしており、その経理も企業会計方式で行われている。

また港湾整備事業、中央卸売市場事業、中央と畜場事業については、条例で企業法の適用を規定していないため、特

別会計ではあっても、本市の場合は企業会計制度が適用されていない。従ってこれら特別会計に対しての繰出金については、検討対象の範囲外に置くこととするが、基本的には、公営企業の場合と同様の問題を繰出金に関しては内在させているものと考ええる。

まず本市の公営企業の経営状況の年度別推移を第四表でみてみることにする。

第四表から、本市公営企業の損益勘定収支ならびに一般会計からの繰出金の推移状況が一応把握できたものと思う。

まず病院事業、ならびに下水道事業については、損益収支でみる限り、経営状況は収支均衡の決算が昭和四十年代前半より今日まで継続してきており、他方、一般会計からの繰出金の方をみてみると、その額は年度を追うごとに増大してきたことがわかる。その傾向は病院事業より下水道事業の方に著しい。

次に埋立事業に関しては、損益勘定収支は常に黒字を示してきており、一般会計からの繰出も一さい行われてはいない。

また水道事業であるが、これも損益収支はここ数年の大幅な赤字が昭和五十年十二月の料金改定により五十一年度決算で一応黒字に転向しており、繰出金については、消防の消火栓維持管理費と、生活保護世帯や社会福祉施設等の水道料金

減免相当分経費が一般会計の義務的負担として繰出されているだけで、他会計への繰出金に比較してもその規模は小さい。

工業用水道については、昭和四十年代後半からの損益勘定収支は常に黒字を続けてきており、もちろん一般会計からの繰出も行われてはいない。

交通事業については、損益収支は常に赤字を示してきており、この解消のため昭和五十年十二月より乗合自動車の料金改定を実施したことにより、五十一年度決算は黒字に転向した。

また高速鉄道事業は、昭和四十一年度に特別会計が設置され、昭和四十六年度より損益計算が行われてきたわけであるが、建設途中にある事業であるだけに、ある程度の経営の恒常化をまたねば、適確な損益勘定における収支状況の推移はつかめないものと思われる。しかしながら、交通事業会計や高速鉄道事業会計への一般会計繰出金は、その経費の内容が、財政再建債の償還や、地下鉄建設資金への充当を目的とするものであるだけに、その額が毎年非常に高額なものとならざるをえないことは見逃がしてはならない。

ここで、前に戻ることになるが、病院事業会計、ならびに下水道事業会計に対しては、現在本市では、政策上、収益的

表一 4 公営企業経営状況の推移

(単位 百万円)

区分	39年度	40年度	41年度	42年度	43年度	44年度	45年度	46年度	47年度	48年度	49年度	50年度	51年度
病院事業	— 133	△ 8 212	△ 9 274	6 402	14 347	— 413	— 646	△17 679	17 789	— 1,372	— 2,009	— 1,765	— 1,736
下水道事業	— 980	— 1,040	△ 17 1,744	— 2,292	— 3,834	— 4,134	— 5,126	— 6,204	— 7,732	— 8,292	— 8,812	— 11,962	— 14,503
埋立事業	2,513 —	1,163 —	— —	— —	— —	1,411 —	1,299 —	59 —	514 —	1,005 —	874 —	1,045 —	769 —
水道事業	356 —	19 —	17 —	△78 —	2,711 —	2,621 —	1,912 —	9 —	△1,368 —	2,756 —	△2,626 56	△1,791 71	4,920 106
工業用水道事業	58 —	13 —	△143 —	△201 —	△128 —	△61 —	70 —	△22 —	28 —	105 —	51 —	405 —	589 —
交通事業	△1,416 110	△1,740 110	△825 784	△1,355 473	△1,579 399	△1,255 653	△618 1,074	△2,028 1,055	△822 1,025	△135 1,264	△2,102 2,170	△2,008 2,302	451 2,521
高速鉄道事業	／ ／	／ ／	会計設置 20	—	100	—	506	△98 1,776	555 2,653	△602 3,092	46 4,125	920 4,127	△5 4,291

注：1. 上段は損益勘定収支額，下段は一般会計からの繰出金額。
2. 空欄は損益計算がその年度行なわれなかったことを示す。

収支、資本的収支の別を問うことなく、収支差引不足額全部を一般会計が負担する繰出方式を採用しているため、繰出金の額は両事業とも毎年度増大化せざるをえず、従って、決算時点における損益収支の均衡だけをもって経営成績を評価することは避けねばならない。

各企業会計ごとの損益収支状況、ならびに繰出金の推移の状況をふまえた上で、今度は、各企業ごとの繰出金の具体的内容について考えていきたい。

まず病院事業会計の場合は、前述したように、下水道事業会計と同様、収支不足額すべてを補助する繰出方式のため、繰出金の内容としては極めて明確さを欠き、繰出金額算定のルールそのものが存在していない状態である。一応「がん検診費」だけが、負担区分による繰出分として明確化されているだけで、他のものについては営業補助という形をとっている。これらを損益計算書の表示を例としてみてみると、「がん検診費」については、「医業収支益」区分のうちの「負担金交付金」区分で明確に表示されているが、他の繰出経費については、「他会計補助金」区分で一括表示され、負担区分にもとづく義務的繰出金、ならびに純粋な営業補助である任意繰出金の明確化が行われていない。これは財務諸表の表示の明瞭性という観点からみても、負担区

分にもとづく経費のうち「がん検診費」以外の経費も明確化するために、「負担金交付金」の区分に表示するようにし、「他会計補助金」の区分には、純粋な赤字補填だけを計上することが妥当ではないかと思われる。

確かに医療行政の重要性の見地から、現在本市では、医療サービスの質的低下を防止する上で、経営に伴う資金不足を一般会計が全額補助することとしているが、政策上の理由とは別な観点から、即ち理論的には負担区分経費、ならびに一般営業補助経費について繰出対象経費の範囲とその上限額を、合理的算定基準を確立することで設定しなくてはならない。そして、それらの基準をもとにして、繰出を行った上でなお赤字が累積するような場合には、医療行政の大局的見地から、地方自治体だけでなく、国もまじえた上で、その解消についての制度的対策を構じていくべきものと考えられる。

次に下水道事業会計の場合であるが、下水道事業そのものが著しい立遅れを示している現状からして、病院事業と同様、資金不足額全額を一般会計で補助、もしくは出資する形態を採っている。また政令にもとづく負担区分も、下水道事業会計の場合には、条例適用事業となっていない関係で存在していない。しかし少なくとも使用料金の対象外とならざるをえな

い雨水排水処理等の経費については、当然、負担区分にもとずくものと同等に取り扱われてしかるべきものである。この意味では政令も、たとえ条例適用事業であっても、大都市における共通性、重要性のたかい事業については、負担区分経費として明確化するのが当然であろう。

また事業そのものが著しい立遅れを示している現状で、政策的見地から、早期に下水道整備の普及をはかるため、多額の投資資金を長期にわたり下水道事業へ集中することは、前にも述べたとおり、財源配分、各部門ごとの行政水準のパラメータという観点からみる限り、好ましいものではない。政策上料金対象経費の枠制限が強ければ強いほど料金改定による効果も十分に期待できず、後年度の維持管理経費や企業債償還のための経費の急増による一般会計からの繰出金の増大化が最終的に行政サービスのアンバランスという形で住民にはね返る結果、本来平等であるべき行政サービスの受益の効果という観点から、当然に「収支差引全額補填」による繰出方式は今後修正していかざるをえないものと思う。特に純粋な営業補助の繰出については、その上限を明確に設定すべきであり、その上限を上回る不足分については、あくまで受益者負担原則にもとづき使用料金の改定等による方法で対処すべきものであろう。

それでもなお対応しきれないほどの下水道事業の質的量的な拡大については整備計画期間の延伸や、規模の縮小化等の検討も時により必要ではなからうか。

埋立事業会計、ならびに工事用下水道事業会計については、一般会計が繰出を行う性質の事業ではないと思われるので、説明は除外することにす。

次に水道事業会計についてであるが、水道事業については、消火栓に係る減価償却費及び修繕費、ならびに消火活動に要した使用水量相当料金、下水道使用料徴収費、生活保護世帯及び、社会福祉施設に対する水道料金減免相当分が実際に繰入られているが、このうち負担区分に根拠を置くものは、消火栓関係の経費だけである。しかし実際には、水資源開発、水質悪化防止対策等の経費についての負担区分化を、国庫補助制度の充実と並行させながら確立させていかなければならないものと思う。

交通事業については、再建債利子補助、バス車両購入費充当企業債元利償還金補助、特別乗車券一部負担、再建債還元金補助、大都市バス施設整備費補助等の繰出が一般会計から行われている。とりわけ、交通事業においては、不採算路線、企業環境の悪化等による費用の増大化問題が繰出金との関連でもっと検討されなければならないものと思う。

たとえば、不採算路線については、その路線別積算等により算定した経費総額のうち、合理的経営、ならびに料金水準の適正改定等を行ってもなお補填し得ない不採算部分については、国庫補助制度を前提として一定の範囲での一般会計からの負担区分的な補助繰出を考慮してもよいのではないかと考えるわけである。というのとは不採算路線を行政政策上維持継続させること自体が、経費的には地方公営企業法第十七条の二の趣旨に合致するものと考えられるからである。

企業環境の悪化の問題に関しては、原則的には企業経営上の問題として対応を検討すべきものと思う。

最後に高速鉄道事業会計であるが、現在本市においては、地下鉄建設費の補助、特別乗車券一部負担、地下鉄建設費出資金、特別償還還元金補助等に関する経費対応分が一般会計から繰出金として支出されている。

この中でとりわけ建設費の補助については、国と地方との負担割合の問題が重要であると思う。少なくとも今日の都市街路の状況から都市交通システムを考えると、大都市における地下鉄建設は国がより積極的に建設費を負担するような補助制度を確立することが必要である。現在の補助制度は国と地方公共団体の一般会計の負担割合が同じ率である。一般

会計はこの他に建設事業費の一〇%相当分を出資金として負担することになっている。都市交通の混雑化現象の解決は、根本的には地方公共団体の主体的責任において解決がはかられるべき性格のものではなく、この意味でも国のより積極的姿勢が要求されてしかるべきものと考えられるからである。

七 おわりに

以上で地方公営企業会計繰出金に関して、一通りの検討を終えたわけであるが、伸び悩む市税収入に対し、常に増大化する繰出金は一般会計にとり非常に大きな問題となっている。この増大化をいかに調整するかが一つの課題であり、繰出基準のルール化はそのための一つの制度的手段である。このほかにも、企業会計は独立採算制の徹底化と経営経済性の追求を、コストダウン、料金改定、国庫補助制度の改善等の関連の中で実現していかなければならない。ルール化により公営企業への繰出金を律することは、時に行政政策上の観点から困難な場合があるかもしれないが、今までに述べてきたようにルールによる繰出の実施を実現すべく、その具体的方法等について一般会計、企業会計が協力して納得できる基準を早急に確立させるべきものと思う。